

# 城西小学校 P T A 規約

## 第 1 章 名称と事務局

第 1 条 本会は岐阜市立城西小学校 P T A といい、事務局を城西小学校に置く。

## 第 2 章 目的と事業

第 2 条 この会は、保護者と学校職員が協力して、児童の幸福健全な成長を図る事を目的とし、次の事業を行う。

- (1) 学校と家庭・地域の連携強化
- (2) 地域社会での児童の生活指導
- (3) 教育環境の改善
- (4) 会員相互の親和の促進
- (5) 会員の研修並びに文化活動
- (6) 教育を守り、これを尊重・拡充する研究と活動
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業

## 第 3 章 方針

第 3 条 この会は、前条を目的とした民主的な団体として、会員は相互に純粋な精神で協力し合う事に努めると共に、次の方針によって活動する。

- (1) 特定の政党や宗教・思想・階級・職業・性別等に偏らず、また、営利だけを目的とした行為や事業を行わない。
- (2) 本会または役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (3) 教育問題についての意見の具申はできるが、学校の人事その他の管理に干渉しない。
- (4) 本会は自主独立のものであって、児童の健全な育成のために、他の団体や機関と連携・協力するが、支配や干渉は受けない。

## 第 4 章 会員と会費

第 4 条 この会の会員は児童の保護者と学校職員とし、会費を納入する事を原則とする。

- (1) 会費は、月額 一律 一世帯 500円とする。
- (2) 会費の納期は、月額を毎月の納入とする。

## 第 5 章 経理

第 5 条 この会の会計は、次の通りに処理する。

- (1) 会の活動に要する費用は、会費、寄付金、その他の収入で運営する。
- (2) 経理は総会で承認を得た予算案に基づいて執行され、決算は会計監査を経て、総会に報告、承認されなければならない。
- (3) 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

## 第 6 章 役員と会計監査の任務 ★

第 6 条 この会の役員は、次の通りである。役員は、他の役員及び委員を兼ねない事を原則とする。

会長（1名） 会を代表し、会務を総括する。総会、執行委員会、その他、必要な会を招集する。

副会長（3名） 会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代理する。

また、このうち1名は次年度会長となることを原則とする。

書記（2名：保護者・学校職員各1名） 必要帳簿を整理・管理する他、会の庶務を掌る。

会計（2名：保護者・学校職員各1名） 会の経理を掌理する。

2. 会計監査は父母会員から2名選出し、本会の会計監査にあたる。
3. このほか、役員が必要と認めるときに、会長の名代を務める『相談役』を置くことができる。『相談役』は、歴代の正副会長から任命し、その年度内、役員への助言を行うほか、対外的な行事に出席する。また、『相談役』は複数任命することができる。

## 第7章 集会

第7条 この会の招集する集会は次の通りである。

(1) 総会内容及び総会運営

この会は、全会員で構成され、会の最高決議機関である。総会は、次に掲げる定期総会の他、執行委員会が必要と認めた時、臨時にこれを開くことができる。

【定期総会】

(主な議題)

- 新役員・委員長等の紹介
- 感謝状の贈呈
- 前年度の決算報告及び監査報告と審議・承認
- 本年度の事業計画案の審議と承認
- 本年度の予算案の審議と承認

(総会運営)

- 総会は、委任状を含む会員の2/3以上の参加をもって成立する。
- 総会の議事運営は、定期総会において会員の中から選出された2名の議長団によって運営される。
- 議長の任期は1年間とする。
- 総会の議事の議決は、出席者の過半数をもって決まる。
- 総会に出席できない会員は、委任状を提出する。(別紙 様式1)

(2) 学年会 (学級会) ★

授業参観の他、学年(学級)単位での会を開き、次の内容の活動を行う。

- ◇ 会の活動に関して、会員の自由な意見交流
- ◇ 会の事業報告等に関する連絡調整
- ◇ 担任教師を囲んで、教育問題の話し合い
- ◇ この会を運営する責任者は、各学年(学級)委員がもつ

## 第8章 役員及び委員選出

第8条 この会の役員及び委員の選出は、別に定める細則によって行う。任期の途中において、欠員の出来た場合は、残任期間をその位置にある者が代行する。役員及び委員の任期は1か年とし、再任を妨げない。

## 第9章 委員会と任務 ★

第9条 この会に常設する委員会は次の通りである。特別に必要な場合は、執行委員会で協議し、臨時に委員会を設置することができる。

【執行委員会】

- (1) 執行委員会は、会長を中心として、会の執行にあたる。
- (2) 執行委員会は、会長・副会長・書記・会計・各学年委員長・五部委員会の委員長・会計監査及び学校長・教頭・教務主任をもって構成する。但し、各部委員長に支障がある場合は、副委員長が代行する。
- (3) 執行委員会は、必要に応じて会議を開き、各種事業の審議にあたる。議事は出席者の過半数をもって可決とする。
- (4) 緊急やむをえない場合は、総会に代わる決議ができる。その場合は、次回の総会に報告し、承認を得なければならない。

【学年委員会】

- (1) 学年委員会は、学年に直接基盤を持ち、学年独自の問題について協議したり、学年行事を立案し他学年との連絡協議のもとにこれを執行したりする。
- (2) 学年委員会の構成は、別に定める細則によって選ばれた学級委員で構成する。
- (3) 学年委員長及び学年副委員長は、当該学年の学年会計監査にあたる。

【五部委員会】

- (1) 五部委員会は、別に定める細則によって選ばれた五部委員が、各部毎に集まって構成し、正副の委員長を設ける。但し、推薦委員会のみ副委員長をおかないものとする。

(2) 五部委員会は、PTA活動を分担、推進する会で、それぞれ次に示す事業を行う。

- ① 家庭教育委員会 PTA会員の自覚と生涯学習の観点に立った学習をし、家庭生活に生かすと共に、その充実に努める。
  - ※ 文化水準高揚のための活動
  - ※ 家庭教育の改善向上のための活動児童の心身の発達に応じた体位・体力の向上とPTA会員の体力づくりの推進に努める。
- ② 地域生活委員会 校区における児童の安全・環境浄化を図り、他団体との連携に努める。
- ③ 広報委員会 会員意識の向上と、PTA活動の理解・協力を一層促す。
- ④ 学年代表委員会 学校教育並びにPTA活動の一層の理解を図ると共に、積極的な実践に努める。
- ⑤ 推薦委員会 会員意識の向上と役員推薦細則に基づいた活動を行う。

## 第10章 規約・細則の改廃

第10条 この規約の改廃及び細則の改廃及び設置は執行委員会で検討され、総会出席者の2/3以上の賛成をもって可決とする。

[規約の改正] 平成8年3月5日

平成13年5月16日

平成21年1月28日

平成26年5月10日

平成28年4月1日

令和4年5月19日

令和6年4月1日（新体制による試験運用期間のため★印を凍結、令和6年度内に改定予定）

(様式1)

委 任 状			
		令和	年 月 日
PTA会長 様			
		児童所属	年 組
		児 童 名	
		保護者氏名	印
都合により総会を欠席します。			
よって、定期総会の議決事項についての一切の権限を総会議長に委任します。			

## 城西小学校PTA役員推薦細則 ★

第1条 役員の選出は、役員推薦委員会（委員選出細則第4条による）の責任において会員の総意が反映される意図のもとで行う。役員推薦委員会（以下推薦委員会）は年度末までに、公正な立場で役員を推薦し、本人の承諾を求め、会員による承認を得るまでの手続きを担当する。

第2条 役員の推薦は、原則として、次の方法によって行う。

- (1) 役員推薦は、6年生会員を除く、1年生～5年生までの会員の投票によって行う。
- (2) 推薦委員会は、投票結果に基づいて、会長・副会長・書記・会計候補者と会計監査候補者を推薦する。但し、場合によっては、推薦委員会が独自で、全会員の中から役員候補者を推薦することができる
- (3) 学校側の書記及び会計の選出は、学校に一任する
- (4) 推薦委員は、推薦した候補者の役員就任の承諾を得なければならない。
- (5) PTA会員は、役員候補者に自ら立候補することはできる。但し、立候補者の役員推薦については、推薦委員会で協議し、決定する。

第3条 推薦委員会は、前条の手続きで推薦した役員候補を年度末までに公表し、会員の書面による承認を得る。この場合、会員数の過半数をもって決す。但し、信任されなかった場合には、あらためて個別に信任投票を行い、承認を得られなかった役員候補者については、再推薦し、定期総会で承認を得る事とする。

第4条 推薦委員が役員候補者になった場合は、推薦委員を辞退する。

[細則の改正] 平成8年3月8日

平成13年5月16日

平成14年3月18日

平成15年2月20日

令和6年4月1日（新体制による試験運用期間のため★印を凍結、令和6年度内に改定予定）

# 城西小学校PTA委員選出細則 ★

第1条 この細則では、PTA規約で定める五部委員（家庭教育・地域生活・広報・学年・推薦の各委員）の選出方法及び五部委員会の構成、その他を定める。

第2条 地域生活委員を除く、五部委員の選出は、それぞれ学級を基盤に次の方法によって選出する。

- (1) 学級の会員の中から1年2年及び6年は4名・3年4年5年は5名の委員及び推薦委員候補者を投票により選出する。選出にあたっては、自ら立候補することはできるが、特定の委員を指名した立候補はできない。立候補の承認については選出母体の会員過半数の了解をもって決定する。
- (2) 1年2年及び6年：選出された4名中、学年委員を2名、家庭教育・広報各1名とする。  
3年4年5年：選出された5名中、学年委員を2名、家庭教育・広報各1名とし、1名は推薦委員候補者となり、互選で学年各1名の推薦委員を決定する。
- (3) 選出された各委員は、各委員会を構成する。
- (4) 1人で2つ以上の委員を兼ねない。
- (5) 複数児童を持つ会員が、違う学年で2つ以上の学級から同時に委員として選ばれた場合は、原則として高学年学級の選出を優先する。
- (6) 各学年の学年委員の中から互選で委員長・副委員長を各1名決定し、学年副委員長は、学年代表委員会に所属する。6学年の副委員長は、学年代表委員長を兼任する。
- (7) 開票等の選出の立会いや当選決定、当選者への通知、承諾を得るまでの選挙手続きは、前年度の学級委員（2名）の責任で行う。

第3条 五部委員のうち、地域生活委員の選出は次のように行う。

- (1) 地域生活委員は校区を4地区(A・B・C・D)に分け、地区毎に3名、計12名の委員を選出し、地域生活委員会を構成する。
- (2) 地域生活委員の選出は子供会に委託する。

第4条 五部委員会のうち、推薦委員会は本細則第2条(2)で選ばれた3名によって構成する。本部役員は、必要に応じて活動に立ち会う。

第5条 五部委員会の委員長は、次の方法で選出する。

- (1) PTA会員の中より前年度中に立候補があれば、執行委員会の承認の下に次年度の委員長になることができる
- (2) 五部委員会は、それぞれ委員会毎に会合し、正・副委員長各1名（委員長が決定している委員会は副委員長のみ）を互選し、委員長は会の構成を会長に報告する。

第6条 公正な選挙の手続きを経て選ばれた委員は、特別の事由のないかぎり、辞退を認めない。

[細則の改正] 平成元年～平成9年度迄、毎年一部改正を行う。

平成14年3月18日

平成28年4月1日

令和4年5月19日

令和6年4月1日（新体制による試験運用期間のため★印を凍結、令和6年度内に改定予定）

# 城西小学校PTA慶弔規定

この規定は、城西小学校PTA会員(保護者・学校職員)並びに児童を対象とし、必要経費は、PTA一般会計の慶弔費をあてるものとする。

## 第1条 慶事

学校職員が結婚した時は、祝電を打ち、祝意として5,000円を会長が代表して贈る。

## 第2条 弔事

- (1) PTA役員・委員、学校職員が死亡した時は、弔意金10,000円、生花一对を贈り、役員及び学校職員代表者が葬儀に参列する。ただし、学校職員の場合は、児童の代表も参列する。
- (2) PTA会員が死亡した時は、弔意金10,000円、生花一对を贈り、役員・学年長・学級委員・学校職員代表者が葬儀に参列する。
- (3) 児童が死亡した時は、弔意金10,000円、生花一对を贈り、役員・学年長・学級委員・学校職員代表者・担任・児童代表者が葬儀に参列する。
- (4) その他必要がある場合は、その都度役員会において協議の上決定する。
- (5) 弔事については別表で示す。

## 第3条 負傷

会員が会務のために負傷した時や、学校職員が公傷を受けた時は、その都度、役員会で協議し対応する。

## 第4条 感謝状 ★

PTA役員及び委員を経験し、PTAに多大な貢献をされた会員に対し、卒業時に感謝状と記念品を贈る。

## 第5条 特別措置

風水害・地震・火災等の非常災害を被った時は、役員会で協議し、対応する。

## 第6条 返礼の禁止

前各条項の総ての場合、理由の如何を問わず返礼は一切受けない。

### [第2条の弔事の別表] (一部★)

区 分	通 夜	葬 儀	弔 意 金	生 花
PTA役員等 PTA委員 学 校 職 員	会長及び役員 学校職員代表者	会長及び役員 学校職員代表者 (児童の代表者)	淋 見 舞 10,000円	一 对
PTA会員	会長及び役員 学校職員代表者	会長及び役員 学年長・学級委員 学校職員代表者	淋 見 舞 10,000円	一 对
児 童	会長及び役員 学 級 委 員 学校職員代表者 担 任	会長及び役員 学年長・学級委員 学校職員代表者 担 任 児童の代表者	淋 見 舞 10,000円	一 对

### [付則]

1. 本規定以外で対応を必要とする場合は、役員会で協議し善処する。
2. 本規定の改正は役員会で協議し、執行委員会の同意を得て決める。
3. 表中の役員等には、会計監査も含まれる。
4. 関係諸団体や、関係機関に関わる場合は、その都度役員会で協議して対処する。

[規定の設定] 昭和54年3月15日

[規約の改正] 昭和60年3月15日に一部改正  
昭和63年3月11日に一部改正  
平成2年5月21日に一部改正  
平成3年3月16日に一部改正  
平成5年3月11日に一部改正  
平成9年5月20日に一部改正  
平成14年5月9日に一部改正  
平成22年4月1日に一部改正  
平成22年4月27日に一部改正  
平成23年3月2日に一部改正  
令和6年4月1日（新体制による試験運用期間のため★印を凍結、令和6年度内に改定予定）